

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. **27**
2012/4



多摩地域市民への法的サービスの充実を目指して

- 1 八王子と立川の法律相談センターの相談件数、特にクレサラ相談が減少をしました。クレサラ相談については、全体的な減少傾向に加え、法テラスなどの無料の相談場所が増えたことが原因と思われます。しかし、相談者にとっては待たずに直ちに相談が受けられ、迅速に処理される相談場所が増えたことは望ましいことだと思います。
- 2 弁護士の数が増え、相談場所が増えたとしても、市民が気軽に相談ができ、安心して弁護士に依頼できる相談センターの存在は重要です。
- 3 多摩地域には400万を超す市民が住んでいます。立川の裁判所での家事事件数は全国で4番目、民事、刑事事件数も10番以内に入る多さです。
- 4 現在、八王子法律相談センターでは週2回夜間相談を実施しています。私たちは、今後も多摩地域の市民に対して、十分な法的サービスを提供出来るような体制を作り上げたいと考えています。

平成23年度東京三会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 須 合 勝 博

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

最近の離婚事情とその手続き

弁護士
杉井 静子

最近の離婚事情

結婚した夫婦3組のうち1組は離婚するという時代です。離婚は決して珍しいことでもありません。しかし、同居期間5年未満が34%を占め、親が離婚した子どもの数は1970年には9万人であったのが、2007年には約25万人になっていることがわかるように、離婚は子どもを巻き込むことも事実です。少子化ということもあって、最近では離婚に伴って親権者をめぐる争いや子どもの引き渡し、あるいは面会交流をめぐる事件が増えています。

離婚することはやむを得ないとしてもできるだけ夫婦がお互いに傷つけ合わず、子どもにも過度の負担をかけず、離婚後もいい親子関係を保つ努力と工夫が求められると思います。

また、家族をとりまく環境の変化を反映して、法律も変わってきています。平成16年には人事訴訟法が施行され、平成23年5月には家事事件手続法が成立（施行は平成25年1月）しました。それらを踏まえて以下に離婚の手続をご紹介します。

協議離婚の手続

話し合い（協議）で夫婦の双方が離婚に合意すれば市（町村）役所に「離婚届」を提出すれば協議離婚が成立します。ただ未成年者の子どもがいる場合には、夫婦のうちどちらが親権者になるかを離婚届に書かないと受理されません。ですから、離婚については合意ができていても、親権者について合意ができないと協議離婚はできないのです。実際に子どもを育てている（監護している）場合でも、相手が自分が親権者になると勝手に離婚届を書いて出すことも考えられますので「不受理届」を出しておきましょう。

今年の4月から離婚届には「養育費」の取り決めと親権者にならなかった親が子どもと会う「面会交流」についての取り決めがあれば書くための欄が設けられました。いずれもできれば取り決めをしておく方が望ましいからです。しかし、これらは仮に取り決めがなされず、空欄にして提出していても離婚届としては受理されますので、この点は親権者の取り決めとは異なる点です。改めて養育費や面会交流について決めてもらいたいときは、後述するように家庭裁判所に調停や審判の申立をすることになります。

離婚調停と人事訴訟

離婚に相手が応じてくれないときは、家庭裁判所に調停を申し立てなければなりません。調停は裁判所で調停委員が仲に入っての話し合いです。当事者同士で感情的になったり、双方の意見が鋭く対立している場合に実際に調停で話し合って合意ができれば、調停が成立して離婚できます。もちろん離婚の合意ができていても、親権者、養育費、面会交流等について意見の食い違いがある場合にも、調停を申し立て、調整してもらうことができます。

調停はあくまでも話し合いですので、合意がなければ成立しません。その場合は「調停不成立」となるわけですが、離婚そのものと親権者や財産分与、慰謝料等離婚に付随する事項について合意ができない場合には、訴訟（人事訴訟）を提起することになります。この訴訟は従来は地方裁判所に起こすことになっていましたが、平成16年4月からは家庭裁判所に移管されました。調停は相手方の住所地の裁判所に申し立てなければなりませんが、訴訟は夫または妻の住所の裁判所に起こすことができます。たとえば妻が家を出て遠隔地の実家にいる場合でも、調停は原則としては夫の住所地の裁判所でないと申し立てられませんが、訴訟になれば自分が住んでいる土地の裁判所に提訴できます。尚、相手方がどうして離婚に応じそうもなくとも、訴訟を起こす前には調停をしておかなければなりません。これを調停前置主義といいます。

来年（平成25年）から施行になる家事事件手続法では、調停の申立書の写しは相手方に送られますので、それを頭において、あまり感情的な表現や相手方を誹謗中傷する内容は避けるべきでしょう。

婚姻費用や面会交流の審判について

前述したように離婚自体が争いになり調停や訴訟になるときは、養育費や財産分与、慰謝料といった離婚に付随する事項が決まっていないうちは、それについて離婚後に家庭裁判所に「審判」の申立をすることができます。また、審判に先立って調停の申立をすることも可能ですが、この場合は調停が不成立になれば自動的に審判に移行し、裁判所が決めてくれます。

また、離婚前に別居した場合、別居中の生活費については婚姻費用分担の申立ができますし、子どもを相

手が連れて家を出た場合に、子どもと面会したいときも、面会交流の申立ができます。これらも最初に調停を申し立て、それが不成立の場合には審判に移行する審判事項です。

従来は、面会交流や親権者の指定や変更について、子どもが調停や審判の手續に参加することがなかったのですが、家事事件手續法の成立で両親が争っている調停、審判の手續に子どもが利害関係人として参加し、弁護士を手續代理人として選任することも可能となりました。家事事件で子どもに権利行使の主体性を認める第一歩として評価できます。また家事事件手續法では、その他手續の透明化と当事者の手續保障を認める点で諸々の改正がされました。たとえば審判手續では事件記録の謄写閲覧が原則認められますし、一

定の審判事件では、審問期日を開いて一方の当事者の陳述を聴くときは他の当事者の立会権も認められました。

離婚の手續についてざっとご紹介しましたが、審判はもちろん訴訟でも弁護士をつけずに自分だけで手續を進めることはできますが、問題に直面したら、まず弁護士に相談をしてみることをおすすめします。



上手な遺産の残し方

弁護士 関 戸 勉

1. 上手な遺産の残し方といえるには

その目的と観点として、後に争いを残さない、遺産を適正にかつ評価を公平に分ける、税務上有利な残し方をする、関係者の生活に問題を生じないようにすることでしょう。しかし、これらの全てを満たすことは難しく、何を主な目標にするかは関係当事者の置かれた状況により異なると考えられます。以下、できるだけ、個別的事例に応じて上手に財産を残すための遺言の内容のあり方や生前の財産の使い方など考えてみます。

2. 後に争いを残さない遺言

遺産分割事件に現れる紛争の実体と原因は多様であり、一般化・類型化は困難です。以下、財産を所有し、遺言をすべき推定被相続人を被相続人といい、その推定相続人を相続人といいます。何より、被相続人が相続人間において紛争が起こりうることを予知し、これを防止できる遺言を作成することが大切です。遺言者が紛争を予知せず遺言も残していないことから、相続人間の遺産分割でもめ、家事調停事件となる例が多いと思われます。



■家業の相続の例

土地建物を所有し、法人の名で、家族の者で営業を

している被相続人が家業の後継者を決めているのにこれを遺言として残さなかったため、相続開始後に相続人間で紛争になり、家業の継続が困難となる例があります。このような被相続人は後継者と決めた相続人に株や不動産を与える旨の遺言をしておけば家業は円滑に承継されると思われます。後述の相続税のためにも遺言は有利です。しかし、遺留分を巡って紛争が起きてもその効果が少ないことになるので、他の相続人の遺留分を満たす遺言が望ましいと思います。

■相続人間に親密な交際関係のない例

被相続人と相続人の間で親密な交際のない間柄においては、一般的に、被相続人の死亡後円満な話し合いが成立しづらい場合があります。これが家事調停事件となる例があります。被相続人が財産を与えたい相続人が決まっているなら遺言をした方がよいと思います。

被相続人と同居している相続人が遺産を隠している又は生前に消費をしているとして他の相続人が争う例が多くあります。この紛争を避けるには、被相続人はできるだけ、生前に、相続人全員に所有している財産を明らかにした方がよいと思います。そうでなければ、死亡時にはこのことが相続人全員にわかるようにしておくといえます。このためにも、同居の相続人と家計を同じくしている場合、家計費の分担をどうしていたか他の相続人にもわかるように、被相続人が遺言書や財産目録を作成しておく有効です。

〈次ページへ続く〉

〈前ページから続き〉

3. 公平な分配の遺言

遺言の基本的性質は、遺言者の自由な財産の処分であり、これは相続人に対しおうおうにして公平な扱いにはならないものになります。公平さを目的とする遺言を目的とする場合、その公平さは置かれた状況により異なり、一義的ではありません。財産の価格を客観的に評価することは必要であるし、相続人の立場が等しい場合はこれを法定相続分に分けるのが公平でしょう。しかし、被相続人の財産の形成や維持に貢献した者や療養看護に尽くした者がいる場合には異なります。遺言のない場合、これらの者に寄与分として家事審判において認められますが、寄与分についての有無と評価が相続人間で見方が異なる場合、これを巡って紛争となります。寄与分を被相続人が認め、これを遺言によって与えるのが最も正しく、公平といえます。

4. 有利な財産となる遺言、生前の贈与など 税務上の有利の観点

- (1) 相続税の基礎控除額 財産の総額が(5000万円＋相続人の数×1000万円)の範囲内の財産なら、相続税はかかりません。
- (2) 相続税の小規模宅地の課税価格の計算の特例と配偶者の税の軽減を受けるには申告時までに遺産分割が完了する必要があります。遺言による相続は分割したものとみなされ、これらの適用があるので遺言を活用すべきでしょう。多くの土地を持つ人や不動産を所有する事業者にはその必要性が高いと思います。
- (3) 生前贈与は後世代への確実な財産の移転となるので、このため、贈与につき次の贈与税の特例を活用してみるとよいでしょう。
 - イ 暦年課税の基礎控除110万円
 - ロ 配偶者に対する2000万円を限度とする居住用不動産等の贈与の特例
 - ハ 相続時清算課税制度の生前贈与 65才以上の親から20才以上の子への贈与で、贈与した財産の価格から2500万円まで特別控除など
 - ニ 中小企業承継円滑化法(平成20年10月から施行)の制度 後継者が先代経営者から贈与に取得した株式につき、遺留分算定基礎財産から除外する制度
 - ホ 住宅取得資金の贈与の特例 平成21年度税制改正、直系尊属から直系卑属(年所得2000万円以下)への住宅取得資金の贈与を受けた場合500万円まで非課税平成23年は1000万円まで非課税
- (4) 銀行から借入をして共同住宅などを建築して相

続税を少なくする方法は、収入の見込み額と借入金の返済額と予定相続税とを比較し、全体としてプラスになるか慎重に検討すべきかと思います。

多くの土地を所有している人の場合、全ての土地に建物等を建築すると換金が容易ではなくなるので、土地を換金して相続税を納付しようとするには、売却しやすい土地を残しておくとういでしょう。また、相続税を延納して納付しようとするなら、不動産などを担保物権として提供できる状態にしておき、かつこの財産を特定の相続人に相続させる遺言をしておく、この延納手続を円滑にすることが出来ます。



5. 関係者の生活の問題

- (1) 相続人の中に要扶養者がいる場合は、その者に収益を生み出す共同住宅などの財産を与える遺言が有効です。しかし、その者が財産を管理する能力のない場合には成年後見人を必要とすることになります。このような場合、他の相続人に財産を取得させ、信頼のおける相続人に要扶養者の扶養義務を命じる旨の負担付遺贈の遺言をすることも一つの方法です。
- (2) 居住用の土地建物の分け方については、居住をしている相続人との関係で困難さが伴います。他にたくさん財産がある場合には居住している相続人が居住の土地建物を取得し、他の相続人が他の財産を取得するとの分割ができますが、主な財産が居住用の土地建物のみである場合は分割が困難です。このような場合には、次のいずれかの解決方法があります。
 - イ 相続人全員が共有する。
 - ロ 居住している相続人が不動産を取得し、その者が他の相続人に対し相続分相当の代償金を支払う。
 - ハ 合意した相続分の登記をして不動産を売却し、代金を分ける。

6. 相続人のうちに与えたい相手のいない場合において被相続人が国、自治体、公益法人等への遺贈をする場合

このうち公益法人等法人への土地などの遺贈には、相続人に対し、みなし譲渡所得課税があるので注意を要します。公益法人への遺贈の譲渡所得税を非課税とするには、国税庁長官の承認を受ける必要があります。

ご存じですか労働審判制度

弁護士
平 和 元

1 労働審判とは

東京地方裁判所の立川支部においても労働審判の制度が導入されて2年たちました。申立件数は増え続けております。

労働審判手続きは、裁判官と労働者側、使用者側の専門家による合議体で、労働関係の紛争を3回以内の期日において審議し、その間調停、つまり話しあいによる解決をはかり、調停で解決できなければ審判を行い、話しあいと審判という強制力とを兼ねあわせて紛争の実情に応じた迅速な解決をはかる制度です。

審判がくだされても、当事者が異議を申し立てれば、労働審判は効力を失い、労働審判の申立時にさかのぼって裁判の訴えがなされたとみなされ、訴訟手続きに移ります。

2 労働審判制度の特徴

労働関係の紛争の解決のための制度としては様々な制度がありますが、労働審判は会社と従業員との間の紛争の解決を目指すものです。労働組合に対する会社の不当労働行為については扱えません。労働審判制度が導入されるまでは、賃金不払いや解雇、残業代の未払いなどについても裁判所へ仮処分申立、調停の申立、さらに本裁判への訴え、労働基準監督署への申立や労働局への申立、労働情報センター（元の労政事務所）によるあっせんなどいろいろな手段はありましたが、時間がかかることやその実効性などから利用を躊躇するということがあったようです。

労働審判制度の特徴は解決が早いということです。申立をしてから3回以内の手続きで解決するように進められます。立川支部では多くが2回以内の手続きで解決しているようです。

また2番目の特徴として労働審判は会社・事業主と個々の労働者との間の様々なトラブルの解決に利用できることです（会社と労働組合関係の紛争を除く）。解雇や賃金問題などに限らず、パワハラやセクハラの問題の解決を求めて損害賠償の請求がなされることもあります。裁判官である労働審判官と労使それぞれ1名の合計3名による合議体で紛争の実情に応じた早急かつ柔軟な解決がなされやすいといえます。

3 労働審判で注意すべきこと

迅速な解決をはかるため3回以内の期日で審理を最終させることになっています。そのためには労働審判の申立書を充実させる必要があり、労働審判規則9条には申立書に記載すべきことが列挙されています。申

立の理由を記載し、争点を明確にし、争点ごとの証拠、交渉経緯などを記載する必要があります。これまでの経緯がわかれば解決に向けての対策もたてやすいと考えられます。申立書の書式が裁判所のホームページにありますので参考にしてください。

労働審判では申立がなされたら40日以内に第1回期日をいれなければなりません。このとき注意が必要なのは会社・事業者がわです。会社としては第1回期日までに答弁書を提出しなければならず、かつ答弁書を審判員に十分に理解してもらい、検討してもらうためには答弁書の提出期限を守ることが必要です。その期限は第1回期日の約1週間前に設定されます。

会社・事業者としては労働審判を申し立てられたら早急に弁護士に相談することを勧めます。

4 労働審判での解決事例

1年有期雇用のパートタイマーの雇止め事件で解決金の支払い、正社員である社員へのセクハラに対する慰謝料の支払い、介護ヘルパーに対する残業代の支払い、賃金減額に対する支払い、トラック運転手に対する残業代の支払い、退職後に請求した未払いの割増賃金の支払い、派遣労働者に対する理由なきシフト減少による未払い賃金の支払いなどなど解決事例があります。早ければ申立から40日以内の第1回期日で解決しています。長くても申立から3ヶ月ないで解決している事例がほとんどです。労働者がわからずとも使用者がわからずとも歓迎されています。

5 相談窓口の設置

労働審判は利用しやすい制度ですが、3回以内の期日で集中して審理を行い、早期に的確な解決を求めるためには、申立までの的確な主張と立証を行うことが必要です。そのためには必要に応じて弁護士による的確なアドバイスが必要でしょう。前述のごとく労働関係の紛争の解決には様々な制度があり、また弁護士業務のなかでも労働事件は専門性が強く、弁護士の中でも取り扱う弁護士はそれほど多くはありません。また使用者側と労働者がわとでは利害が対立し、それぞれ扱う弁護士が異なります（但し最近では労使双方ともに扱う弁護士もふえてきております）。

弁護士会多摩支部の法律相談センターにおいても労働相談の窓口を開設することができました。週1回ずつですが、使用者側からの相談、労働者がわからの相談とそれぞれ専門の弁護士が相談にのります。事前に予約を入れてご相談ください。

消費者問題専門法律相談

弁護士
北 村 将 郎

1 はじめに

2010（平成22）年10月より、立川法律相談センターにて、毎週水曜日午後1時から4時まで、マルチ商法、訪問販売、欠陥商品、悪徳商法（利殖商法）などの消費者問題に特化した専門相談を行っています。

専門相談の特色として、相談担当の弁護士には、相談担当基準を満たした消費者問題に精通した弁護士2名を充て、2名体制で相談にあたっております。

2 相談件数の推移について

平成22年度（6ヶ月間）の相談総件数は、26件でした。

平成23年度（4月から12月までの9ヶ月間）の相談総件数は、35件になります。

前年度と比較して、多摩地域の消費者相談センターや、市町村から紹介を受けてきた相談者も、増えてきています。

相談件数的には、一定しておりますが、相談枠との関係では、相談日に相談が1件も無い状況も見受けられます。専門相談の特性から、致し方ない面もありますが、相談日が固定されていることの不便さについては、今後改善の余地があるかと考えております。

3 相談内容の傾向について

多摩地域でも、高齢者を狙った悪徳商法が跋扈しています。商品先物取引、海外先物取引、外国為替証拠金取引、未公開株取引、私募ファンドなど、金融商品取引の形式を装った金融商品まがい取引被害が増えています。

手口としては、経営実態の無い会社の未公開株式の購入を持ちかけたり、高配当をうたって出資を促すなど利殖取引を装う振り込め詐欺があります。

その他には、社債券や株式の買い取りをしているという勧誘電話の後に、当該社債券や株式を買わないかという勧誘電話が来て、言われたままに購入すると、その後数万円の配当があったものの、業者からの連絡が途絶えるという劇場型詐欺の手口もありました。

これらの被害金額は、1件あたり数百万円から数千万円にのぼります。

携帯サイトなどのインターネットトラブルも見受けられました。請求金額が数千円から数万円と少額であるため、相談者の中には、面倒を避けるため支払ってしまったというケースもありました。

4 相談後の経過について

架空請求詐欺などのケースでは、相談担当弁護士からの適切な助言によって、被害を未然に防止できたものもありました。

相談のみで終了したケースでは、費用対効果の面から被害回復を断念したものもありましたが、相談を契機に、さらなる被害の防止に役立ったものと思われる。

受任に至ったケースでは、数千万円の被害金額のうち、約半額の被害回復がなされたというものもありました。現在も引き続き、被害回復を図るべく、受任弁護士が取り組んでおります。

弁護士が介入することで、業者からの勧誘電話等が止んだというケースもありました。

振り込め詐欺関係では、受任弁護士が、直ちに口座凍結等の手続きを行い、さらなる被害を防止するとともに、凍結口座からの被害回復が一部なされたというケースもありました。

5 騙されないために

（1）「あなただけが儲かる。」などの甘言に惑わされない。

必ず儲かる話はありません。相手は、あなたをカモにして、儲けようとしているだけです。

（2）相手の業者の素性を確認する。

豪華なパンフレットや立派な名刺を鵜呑みにしない。相手方の素性を確認するために、消費者問題専門相談を利用することもできます。

（3）お金を渡す前に、家族や消費者センター、消費者問題専門相談に相談する。

お金を渡してしまうと、ご自身による被害回復は難しくなります。

6 最後に

被害にあったときから、時間が経てば経つほど、被害回復の可能性が低くなります。

この取引はちょっと変だな、騙されているかも知れないと思ったら、すぐに消費者問題専門相談にご相談下さい。

ご相談の際には、お手元の資料をすべてご持参下さい。

便利な多摩支部仲裁の活用を！ (例えば、借地問題も早期に解決できます。)

弁護士
小林 克 信

多摩支部仲裁の現状

平成22年3月1日から仲裁・あっせん手続きが霞ヶ関の弁護士会館だけでなく、弁護士会の支部会館でも実施できるようになりました。現在までの申立件数は、二弁だけで11件です。和解成立が4件、不応諾が4件、継続中3件です。紛争解決率は5割です。

私は、以前に二弁の仲裁センター運営委員会の副委員長を経験し、また実際に二弁仲裁センターで事件を解決してもらった経験から、ぜひ多摩でも気軽に仲裁・あっせん手続きが利用できたら便利だと思っていました。そのため私が二弁支部長時代に本会の仲裁センター運営委員会等と協議を重ねて、多摩支部会館でも仲裁・あっせん手続きができるようにしてもらいました。しかし、現在までの利用の状況からすると、仲裁・あっせん手続きの便利さが支部会員の中になかなか浸透しておらず、十分に活用されているとは言えない状況です。仲裁・あっせん手続きの良さは、早期、迅速な解決です。紛争解決のベテラン弁護士が当事者の間に入り、事案の解決点を見つけて積極的なアドバイスを行い、紛争の解決に導きます。期日がどんどん入り、話し合いによる解決に馴染む事案には便利な手続きです。さらに、紛争解決のために専門的な知識が必要な場合にも大いに利用できる手続きです。今回は、借地上の建物明渡しという困難な紛争を専門家委員である不動産鑑定士の方から意見を頂きながら、早期に当事者双方が納得できる解決ができたケースを紹介します。

事案の概要と不動産価格の査定

和解・あっせんの申立の趣旨は、借地権と借地上の建物を適正な価格で買い取るか、又は底地権の適正な価格での買い取りを求めるものでした。借地上の建物は、築年数がかなり経過していましたが、まだまだ十分に使用できるものでした。解決の手段としては、調停手続きや訴訟手続きの中での和解も考えられます。紛争解決のポイントは、借地権の価格、底地権の価格が申立人（地主）と相手方（借地人）の双方で納得できるものとして合意できるかどうかでした。

不動産の価格については、当事者双方が、不動産業者の簡易査定を出して話し合いをすることが通常行われています。しかし、一般的にはそれぞれが依頼した不動産業者によって価格が大幅に異なることも希ではなく、価格が合意に達することが困難であることはよく

経験するところです。他方、不動産鑑定士を双方で依頼して私的な鑑定をしても価格が異なり、解決に結びつかなかった場合には、無駄な費用の支出となる危険があります。また、借地権などの価格の査定は、通常の不動産取引ではないため、不動産業者では困難です。裁判などで、正式に裁判所での不動産鑑定を求めた場合には、かなりの費用負担を覚悟しなければなりませんし、解決に結びつかない場合には不満が残ります。また裁判では時間がかかりすぎます。

和解・あっせん手続きの中での 不動産鑑定士の協力

弁護士会の仲裁・あっせん手続きを利用すると、専門家である不動産鑑定士の簡易な査定意見を和解・あっせん手続きの中で聞くことができます。もちろん正式な鑑定ではありませんので、鑑定書などが作成されるものではありませんが、不動産価格の判定の専門家である不動産鑑定士の参考意見は、紛争解決を望む当事者にとっては極めて重要です。両当事者のどちらの味方でもなく、中立的な立場からの意見には説得力があります。正式な鑑定ではないため、費用も通常の和解・あっせん手続き費用以外にはかかりません。

今回のケースでも、第1回期日から不動産鑑定士の方に専門家委員として同席してもらい、申立人と相手方の主張を聞いてもらいました。そして弁護士である和解・あっせん人が法的な主張を整理し、双方の要求をまとめ、借地権と隣地の所有権との交換及び解決金の支払いでの和解となりました。問題は、土地の評価額です。また、不動産の評価の方法についても、不動産鑑定士である専門家委員から納得のいく説明を伺いました。それにより、単に鑑定書の書面で読むよりも当事者の納得を得やすいと感じました。大まかな紛争の解決の図式が出来上がったところで、和解・あっせん人の弁護士による和解金額の最終調整が行われました。借地上の建物の取り壊しや新しい建物の建築のために、約1年後までの細かな手続きを決める和解条項が必要でしたが、和解・あっせん人により、丁寧な和解条項案が提案され、納得した解決をすることができました。

多摩支部仲裁の良さを多くの多摩支部会員に知って頂き、ぜひとも紛争解決の一つのツールとして利用願います。

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

労働相談 毎週火曜日 午後(労働者側)
毎週木曜日 午後(使用者側)

消費者相談 毎週水曜日 午後

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

- 月・火・木・土曜日(祭日を除く)
午前10時～正午
- 月曜日～土曜日(祭日を除く)
午後1時～午後3時30分

※毎週水曜日・金曜日のみ
午後4時30分～7時

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい

ク
レ
サ
ラ
専
門
相
談
は
無
料
!!



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540